

○ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p>2 （略）</p> <p>（参事官） 第十九条 大臣官房に、参事官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> |
| <p style="text-align: center;">現 行</p> | <p>2 （略）</p> <p>（参事官） 第十九条 大臣官房に、参事官六人を置く。</p> |